

平成29年3月27日

物品調達手続きにおける不適切な事務処理について

公益財団法人環境科学技術研究所

○概要

弊所が平成25年度に調達した物品の一部に、不適切な事務処理が確認されました。今後こうした事案が発生することのないよう、再発防止の徹底を図ります。

○確認された事実

所内の研究員からの相談を発端として、研究用備品（取得価格約41万円）が過去に正規の手続きによらず購入したことが疑われたため、昨年8月に内部調査委員会を設け、当時購入依頼を行った研究員、契約事務担当者、納入業者等からの聞き取り調査及び書類調査を行いました。

その結果、平成25年度に受託した調査業務において、当時購入依頼を行った研究員（1名）が、所内審査をくぐり抜ける目的で、研究用備品を消耗品として調達したことが確認されました。

これを受け、平成25年度に行った物品調達について実態調査を行ったところ、不適切に調達されたことが否定できない研究用備品が更に1件（取得価格約15万円）確認されました。

なお、これら2件の研究用備品は、目的の調査業務に適切に使用されており、私的流用等はありませんでした。

また、これら2件以外には不適切な事例等は確認されませんでした。

○再発防止策等

今後こうした事案が発生することのないよう、以下の再発防止策等を講じました。

- ・「研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」を新たに制定し、それに基づき「不正防止計画」を定め、全職員に周知徹底を図りました。
- ・物品調達手続きにおける所内審査を一層厳格化しました。
- ・これまで、購入依頼者が直接検収する体制となっていましたが、新たに検収所を設け、納品される物品を一元的に検収する体制を設けました。
- ・外部講師を招き、全職員等を対象とする研究不正及び研究費の取り扱いに関する不正の防止に関する講習会を開催しました。

なお、不適切な事務処理を行った当該研究員を懲戒処分（戒告）としました。

本件問い合わせ先：総務部 企画・広報課長 佐々木照一

（電話 0175-71-1218）